

和歌山市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和2年9月2日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	柳	野	純	夫
同 上	芝	本	和	己
同 上	中	塚		隆

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和2年9月2日

和歌山市監査委員

和行経第30号
令和2年 8月19日
(2020年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>1 水道事業及び工業用水道事業全体に対する意見</p> <p>(1) 水道事業及び工業用水道事業の持続可能な経営の実現について</p> <p>ア 持続可能な経営を支える会計データについて</p> <p>平成26年度改正によって、地方公営企業会計がより民間の企業会計基準に近い形になったとされ、他の地方公営企業や民間企業との比較や適切な経営成績及び財政状態の開示が可能になったとされる。より適切な開示がされるようになった決算書において、持続可能な経営に向けて課題になると考えられる点が、資本的支出の増大である。</p> <p>地方公営企業会計は企業会計と官庁会計の調整のため、損益計算書、貸借対照表の他、収益的収支と資本的収支を示した決算書を作成することになる。収益的収支は損益計算書項目とほぼ同一であり、資本的収支は貸借対照表の主な項目、例えば固定資産や企業債の増減を示す項目が開示されることになる。そこで資本的支出の内容を確認すると、今回の監査では「固定資産の取得価額の計上内容について①、②」に記載のとおり、撤去費と思われる項目が資本的支出に計上されていたり、平成26年度改正によって収益的支出とされたものが、相変わらず資本的支出となっているものが認められた。</p> <p>これらの費用を区分するのは会計処理として煩雑であり、かつ、収益的支出、すなわち損益計算書の費用に計上すると損益赤字に陥る可能性があるとの意見が市から出されたが、それこそが水道事業及び工業用水道事業の適切な経営成績及び財政状態であり、市が明らかにすべき数値である。また、資本的支出に計上した当該年度は赤字を回避できたかもしれないが、資本的支出への計上はいわゆる経費の繰り延べにしかならず、翌年度以降減価償却費として結局は費用に計上していくことになるから、このような処理を継続していくと、費用が雪だるま式に膨らんでいき、結局は将来世代に負担をかけていくことになる。</p>	<p>会計規程及び経理の手引きにおいて、固定資産の取得価額は、「直接要した価額及び附帯費」となっており、また、新設工事を行うために必要な撤去費については起債対象にもなることから、新設のために必要な撤去費は附帯費に含まれると考えることができるという認識で会計処理を行っています。</p> <p>今後は、今回の意見を踏まえ、撤去費について取得原価を構成するものと、固定資産の取得価額に含まれない撤去費を、予算編成及び執行時に精査するようにします。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>39</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>イ 持続可能な経営を実現していくための経営戦略について</p> <p>すべての地方公営企業は令和2年度までに経営戦略を策定することが求められており、市は平成30年度、水道事業及び工業用水道事業の経営戦略を策定した。しかし、現在の経営戦略では将来投資額が不足しており、持続可能な経営に向けて不安の残る状態となっている。また、現在の財政シミュレーションでは一時的に企業債残高が減少していくが、後半にかけて更新投資が増えていくため、計画期間末においては平成30年度と比べて企業債残高が増加する結果となっている。</p> <p>従来、企業債の発行は当該社会資本を使用することが見込まれる将来世代にもその整備に関する費用を負担させるという意義があったが、人口減少社会においては当該社会資本を使用する将来世代が減少するため、世代間負担の公平性の観点から企業債の発行を抑制していく必要があるという考え方がある。また、企業会計では将来世代の負担は企業債の償還ではなく、減価償却費という形で表されることになる。企業債を財源に投資を続けていけば、更新投資のための資金は留保されず、更新投資の時期には再度企業債を発行せざるを得ず、企業債がさらに増加してしまうおそれがある。</p> <p>持続可能な水道事業及び工業用水道事業の経営を行っていくには、企業債に過度に依存した取替・更新投資から自己資金を活用した取替・更新投資へ転換することで、将来世代の負担を織り込んだ事業経営から将来世代にレガシーを残す事業経営を目指していくことも考えられる。</p>	<p>装置産業である水道事業は、浄水場、配水池、管路などの設備投資に多額の資金が必要となるため、その「投資試算」（施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画）と「財源試算」（財源の見通しを試算した計画）を均衡させることが、持続可能な水道事業を実現するうえで、非常に重要になります。</p> <p>将来世代への過度な負担を残さないためにも、徹底した事業の効率化に取り組み、事業運営にかかる経常的なコストの削減を進めることで「経営基盤の強化」を図るとともに、水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めることが必要と考えています。</p> <p>この投資財源について、企業債残高の抑制に配意していきます。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>40</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>2 地方公営企業会計</p> <p>(2) 固定資産の減損会計について</p> <p>減損会計は平成26年の地方公営企業会計制度の改正により新たに規定された会計処理である。減損会計適用の検討には、①固定資産のグループ化、②減損の兆候の判定、③減損損失の認識の判定、④減損損失の測定の4つのステップを踏んでいく必要がある。減損会計の検討は地方公営企業法施行規則第8条第3項第3号の規定に基づき每期行うこととされている。</p> <p>市は地方公営企業会計基準の改正以降、減損の兆候を認識しておらず、減損損失も計上していない。これは、減損損失を検討する上で最初のステップである固定資産のグループ化を行う際、遊休資産については個別の資産ごとにグループ化することとなっているところ、重要性が乏しいと判断した遊休資産については個別の資産ごとにグループ化せず、結果的に各会計ともに一の資産グループとした上で減損の兆候の判定を行っているためである。</p> <p>しかし、市における重要性の基準は、市が減損会計の適用を判断するにあたって示された資料には明記されておらず、市の説明によれば、資産総額における1%で重要性を判断したとのことではあるが、一定の割合のみで判断するのではなく、損益に及ぼす影響等も考慮して総合的に検討すべきである。</p> <p>なお、将来の利用が具体的に見込まれていない市の保有する遊休固定資産については、個別資産ごとにグループ化する可能性がある。減損の兆候の判定については事業活動でのキャッシュの獲得がなく、将来的な利用計画も見込まれていないことから「使用範囲又は使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化」に該当し、減損の兆候があると判定され、減損の兆候が認められた固定資産については減損の兆候に関する注記を記載することが望まれる。</p> <p>次に、キャッシュの獲得が売却でしか見込まれないことから、割引前将来キャッシュ・フローが時価で評価され、時価が帳簿価額より下回ることとなる遊休土地については、減損損失を認識し、減損損失の計上が必要になる可能性がある。市の提出資料から監査人が試算すると、約25百万円の減損損失が発生すると算出された。</p> <p>市は重要性の基準について一義的な割合のみで判断するのではなく、財務諸表利用者の視点に立ち総合的な見地で重要性の基準を設定する必要がある。約25百万円の減損損失は平成30年度の当年度純利益の約4%にあたる。</p> <p>そのうえで監査人が試算した約25百万円が、当年度純利益や総資産等の指標を基にどの程度の影響を及ぼすかを市内部において検討し、減損の兆候の注記や減損損失の計上を行うかどうかを判断することが望まれる。また、減損会計適用に関する資料はその判断に至る過程を明瞭に記載し、適切な上席者の決裁を受けるべきである。</p>	<p>遊休資産を個別資産ごとにグループ化するかどうかについては、当該遊休資産の価額が資産総額に占める割合により判断していましたが、令和元年度決算からは、一義的割合のみではなく、他の側面も考慮し、判断していきます。</p> <p>※他の側面：遊休資産となった経緯等（受贈により取得した財産で、本来の投資計画にはなかったものであるのかどうか、業務効率化のため他の資産に機能を移管したことにより遊休資産となったかどうか等）</p> <p>判断に至る過程などについては、適切な上席者の決裁を受けるようにしました。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>60</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(3) 固定資産の取得価額の計上内容について①</p> <p>市では固定資産の取得に際しても従来から慣例的に撤去費等の固定資産の取得に見合わない費用が建設改良費に計上されていた恐れがある。</p> <p>市はこれら撤去費と思われる項目の内容を予算計上時に査定し、固定資産の取得価額に含まれない撤去費は固定資産除却費に計上することが望まれる。</p>	<p>会計規程及び経理の手引きにおいて、固定資産の取得価額は、「直接要した価額及び附帯費」となっております。また、新設工事を行うために必要な撤去費については起債対象にもなることから、新設のために必要な撤去費は附帯費に含まれると考えることができるという認識で会計処理を行っています。</p> <p>今後は、今回の意見を踏まえ、撤去費について取得原価を構成するものと、固定資産の取得価額に含まれない撤去費を、予算編成及び執行時に精査するようにします。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>62</p>
<p>(4) 固定資産の取得価額の計上内容について②</p> <p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から受けている補助金の一部を財源として2,296,373円について固定資産の取得財源の一部として計上されている。従来は開発費等として繰延資産として計上してきたが、繰延資産は平成26年の地方公営企業会計基準改正で廃止されている。また、当該補助金はビジョン策定のためのものであり、ビジョン策定段階で支出された固定資産の取得と関連性が多岐に及ぶものは、固定資産に計上する際には慎重に検討すべきである。</p>	<p>今後、固定資産の取得の際は、関連性を検討したうえで取得することとしました。</p>	<p>企業局 水道工務部 水道企画課</p>	<p>64</p>
<p>(5) 長期前受金の計上内容について</p> <p>水道事業及び工業用水道事業の平成30年度決算における貸借対照表上、負債の部に計上されている長期前受金の内訳として「その他資本剰余金」という項目があるが、一般に資本の部に設定される勘定科目であり、負債の部に計上することは適切ではない。負債の部に計上されている「その他資本剰余金」については、その内容に照らして適切な勘定科目を設定すべきである。</p>	<p>和歌山市公営企業会計規程を改正し、令和2年4月1日から施行しています。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>65</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 部 課等名	頁
<p>(6) たな卸資産の期末棚卸について</p> <p>市は年度末、貸借対照表のたな卸資産の金額を確定させるため、たな卸を実施している。たな卸とは、在庫の数量を数え、その数量を基に在庫金額を算定するとともに、在庫の管理状況を把握し、在庫の評価について把握することで、適切な損益計算を実施するための方法である。</p> <p>一般的にたな卸を実施する際には、2名1組となって検数者と記入者に分かれて回り、たな卸表に実施した在庫の数量を記入のうえ、チェック者の押印等の証跡を残すこととされている。また、たな卸の実施の際には、たな卸実施者以外の在庫の管理者と直接関係のないものが立会を行い、たな卸の状況を観察するとともに、検数の正確性を担保するため、サンプルで数件の在庫を数えてたな卸表に記載されている数量との整合性を確認することが望ましい。</p> <p>市は決算に際してたな卸表を作成しているが、たな卸表自体はシステムから出力し、チェックの証跡のないものであり、実際のたな卸には同じくシステムから出力したチェック表を使用しているとのことである。監査人がチェック表を閲覧したところ、チェック表にはその数量との整合性を確認しているが、検数者と記入者の証跡が残されていなかった。チェック表にはたな卸の責任の所在を明らかにするため、検数者と記入者の証跡を残すべきである。また、チェック表に基づきたな卸表を作成することは、一般的に転記ミスなど数値の相違を生じさせるおそれがあるため、新たにたな卸表を作成するのではなく、チェック表をたな卸表とすることが望ましい。</p> <p>なお、市から提出された当該チェック表は5月末において実施されたたな卸の際の資料であり、年度末の資料の提出を求めたところ、年度末のチェック表は決裁後廃棄されており、適切に保管されていないという状況であった。このような状況であると年度末のたな卸資産の状況や金額の信頼性が損なわれ、適切な金額で計上されているかどうかについても疑義が生じる恐れがある。金額等の信頼性を担保するためにも適切な資料の保管が必要である。</p>	<p>令和2年3月31日に行ったたな卸の際に、たな卸の責任の所在を明らかにするため、検数者と記入者の証跡をチェック表に残し、たな卸資産の状況に疑義が生じることのないよう適切に保管しています。</p>	<p>企業局 経営管理部 契約課</p>	<p>65</p>
<p>(7) 補填財源の管理について</p> <p>当年度分損益勘定留保資金の金額を計算する際には、3条予算における費用のうち現金の支出を必要としない費用（減価償却費等）から長期前受金戻入相当額等を差し引いた額として計上される。したがって、当年度分損益勘定留保資金の補填財源金額の計算においては当年度分減価償却費と資産減耗費の決算額の合計から長期前受金戻入等の金額を差し引く形で計算すべきである。</p>	<p>令和元年度決算において、ご指摘の通り対応しました。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>66</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(9) キャッシュ・フロー計算書の作成について 市の精算表では、賞与引当金の調整額が収益的支出と資本的支出の合計額で行われて算出されていた。収益的支出と資本的支出に係る賞与引当金は、それぞれ業務活動によるキャッシュ・フローの区分と投資活動によるキャッシュ・フローの区分に対応するため、分けて調整すべきである。</p>	<p>令和元年度決算において、ご指摘の通り対応しました。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>69</p>
<p>(11) 和歌山市公営企業会計規程について 現在の地方公営企業会計基準では、有形固定資産の減価償却の方法は定額法又は定率法が主に用いられることとなっており（則第7条第1項）、減価部分については減価償却累計額として計上するか（間接法）、直接取得価額から控除するか（直接法）、いずれかの方法が認められている。減価償却累計額ではなく引当金を用いることは現在の会計基準では認められていない。なお、市は地方公営企業会計基準どおり減価償却累計額として計上している。実態と規程が異なっているため、当該記載については「間接法により償却する」旨の記載に改訂すべきである。</p>	<p>和歌山市公営企業会計規程を改正し、令和2年4月1日から施行しています。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>73</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>3 経営戦略</p> <p>(1) 水需要の見積方法（水道事業）について</p> <p>経営戦略の人口想定については平成27年10月に策定した人口ビジョンと、直近の平成30年度の実際の人口を基に将来の推移を試算したものである。また料金収入の元となる年間総有収水量については、1人当りの有収水量について直近3年の減少率の平均を反映した結果となっている。しかし直近5年の1人当り有収水量の推移を分析したところ、直近5年の減少率のほうが大きいことが判明した。</p> <p>企業会計において収益を計上する場合、出来るだけ確実なものだけを慎重に計上する保守主義の原則が採用される。料金収入のような不確実性の高い収益についてシミュレーションを行う場合にも、このような保守的な考え方を採用し、減少幅の大きい直近5年の減少率を採用して年間総有収水量について監査人が独自に見積もりを実施した。その結果、市水道事業経営戦略に記載されている予測値より年間総有収水量は令和10年度は2,301千m^3、令和20年度は3,926千m^3減少すると試算された。</p> <p>水需要は水道事業において最も重要な収益源泉である。そのため、経営戦略の進捗管理と見直しの際には、直近の年間総有収水量の減少について複数のパターンを準備し、当該結果を参考に確実な収益のみを算入する保守的な検討が望ましい。</p>	<p>経営戦略を見直しする際は、今回の指摘内容を踏まえていくつかの収入パターンを算出して採用することとします。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>89</p>
<p>(4) 経営戦略への資金残高の記載（水道事業、工業用水道事業）について</p> <p>市水道事業経営戦略及び市工業用水道事業経営戦略では資金残高の将来予想についての記載がない。資金残高は事業の運営に大変重要な指標であり、本来は経営戦略に記載する必要があると考えられる。今後経営戦略の毎年度進捗管理や定期的な見直し（ローリング）を実施する際には資金残高についても触れることとすることが望ましい。</p>	<p>今後経営戦略の見直し（ローリング）を実施する際には、資金残高の記載について検討します。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>91</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和元年度）

〔監査テーマ〕 水道事業（工業用水道事業を含む）に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(7) 経営戦略の進捗管理と見直し（水道事業）について</p> <p>戦略の見直し（ローリング）について、投資・財政計画と実績との乖離の検討、収支ギャップの解消を3～5年ごとを目途にと記載されているが、これまでの記載とおり収益や今後の投資、企業債の状況等について、課題が多くみられる。毎年度最新の状況を把握し、見直しを検討したうえで、住民への理解に資する情報を公表することが望ましい。</p> <p>近年は特に自然災害の発生など、事業の安定性を脅かす事象もある。事業の運営や資金の確保について、経営戦略とその見直しの重要性がより増加していることに留意されたい。</p>	<p>毎年、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、類似団体と比較した「経営比較分析表」を作成する等により、経営状況の把握に努めます。経営戦略の基本的な改定期間は3～5年毎としていますが、状況に応じて見直しを行います。</p> <p>また、経営比較分析表をホームページで公開し、市民への周知を図っています。</p>	<p>企業局 経営管理部 経理課</p>	<p>95</p>